

野宿者問題のアリティ

——阪神淡路大震災後の神戸市を事例として——

狩 谷 あゆみ

(受付 1999年5月20日)

I はじめに

阪神淡路大震災直後の神戸市では、多くの人々が住居を失ったために公園などでテントや小屋を建てて避難生活をしていたことは一般によく知られている。しかし、震災後4年目をむかえた現在においては、公園や路上で野宿生活をしている人々の多くは、40歳代から60歳代の単身男性である。そして、それらの人々のほとんどが、現役の寄せ場労働者や元寄せ場労働者であることは、一般にはあまり知られていない¹⁾。「震災で住居を失った」という点（実際にはそれを証明できること）が、行政から「被災者」として扱われる基準であり、震災前から野宿生活をしていた人々、あるいは「震災が住居を失う直接の原因」でないと認定された人々は、救援の対象からも外されていたのである²⁾。

確かに、1995年10月に神戸における野宿者の支援を目的に発足した「神戸の冬を支える会（以下、支える会）」の活動によって、野宿者に対する神戸市の対応は若干改善された面もある³⁾。けれども、戦後最大の経済不況の

1) 神戸市の寄せ場の状況については、[狩谷, 1999] を参照されたい。

2) 震災直後の野宿者の状況に関しては、[野々村, 1996:1997] [平井, 1997] [狩谷, 1999] を参照されたい。

3) 発足当初、支える会は1995年12月20日から、1996年1月7日までの27日間、神戸市市役所南にある公園でテントを張り、「無料宿泊」「炊き出し」「医療・生活相談」「神戸市行政に対する交渉」を行った。現在では、支える会に所属するボランティアグループによる「夜回り」「風呂の提供（週一回）」「衣服や薬の提供」「医療・生活相談」「病院訪問」が行われている。また、年末年始には越年活動として、神戸市内の公園でテントを張って「炊き出し」「話し合い（野宿者と支援者を ↗

中、日本の大都市で野宿者が急増しているにもかかわらず、神戸市の野宿者に対する行政施策は、「新たな行政施策の立案」や「従来の行政施策の見直しや修正」という段階には至っていない。すなわち、神戸市の野宿者問題は、いまだに「社会問題以前」の状態に置かれていると言える〔狩谷、1999〕。

支える会は、野宿者問題について様々な「クレーム申し立て」活動を行なう中で、様々な行政施策を神戸市に対して要求するという運動を展開してきた。こうした運動を展開していく過程では、しばしば「当事者性」の問題が支援運動において重要な課題となる。なぜならば、「(…………ための) 支援」という立場から運動を行なう限りでは、その運動主体は「完全な主体」とはなりえず、その具体的な場面では（結果的であっても）何らかの「代理的役割」を担わざるをえないからである。こうした課題は、支える会の運動においては、一方では、「当事者である野宿者自身の要求」に出来る限り適った要求を行政的な課題として神戸市に申し立てることであり、他方では、「当事者である野宿者自身が主体（中心）となって」運動を展開していくように、神戸市との具体的な交渉の場面に出来る限り「当事者である野宿者を巻き込んでいく（参加させる）」ことである。そして、これら双方の場面において、支援運動が実質的な活動の成果を獲得しようとする際には、ある種の「野宿者のカテゴリー化」が必然的に生じてくる。神戸市行政が野宿者問題を社会問題として構成することを阻むために「野宿者のカテゴリー化」を行なったことに関しては、既に別のところで述べたが〔狩谷、1999〕、「野宿者のカテゴリー化」は野宿者問題を社会問題として構成していくこうする運動の過程でも行われるのである（勿論、双方のカテゴリー化の中身が異なることについては言うまでもない）。

本稿では、支える会と神戸市行政との間の「対市交渉／話し合い」で交わされた言説において、双方がどのように野宿者をカテゴリー化していく

→ まじえた)」「医療・生活相談」「市民や市職員に対する情宣活動」等が行われている。詳しくは、〔神戸の冬を支える会、1996：1997：1998〕を参照されたい。

狩谷：野宿者問題のリアリティ

たのかを示す。その上で、神戸市行政による「野宿者のカテゴリー化」にも、支援運動による「野宿者のカテゴリー化」にも収まらない「野宿者問題のリアリティ」が存在することを明らかにすることを試みる。

なお、支える会が、野宿者をめぐる問題（生活保護／強制撤去／襲撃）を、神戸市に対して告発（クレーム申し立て）する場面を、支える会は「対市交渉」と呼び、神戸市は「話し合い」と呼んでいる。つまり、その場面は、神戸市によっては「当事者、支援者の意見を聞くだけで、交渉ではなく、あくまで話し合いにすぎない」と位置づけている⁴⁾。そのため本稿では、それを「対市交渉／話し合い」と記述する。また、本稿で、使用するデータは、1996年4月から、筆者が行っている支える会への参与観察調査によって得られたものである。それらのデータは、上記の「対市交渉／話し合い」と支援活動の場面において、筆者が支える会の活動に参与することによって得られたデータである。

II 生活保護をめぐる野宿者問題の告発と野宿者のリアリティ

本節では、生活保護をめぐって、神戸市の野宿者問題の構成と、支援団体（支える会）による問題構成と、野宿者のリアリティについて考察していく。

神戸市の「福祉事務所長委任規則」においては、神戸市長が福祉事務所に権限を委任するものの一つとして「生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条4項により委任するもの（住所不定者を除く）」と記されている。そしてこの委任規則で福祉事務所の権限からはずされた「住所不定者（野宿者）」は、別に定められた「神戸市事務分掌規則」によって神戸市保健福祉

4) 社会問題のキャリアという点から見れば、支える会が神戸市に対して行った問題告発は、「新たな行政施策の立案や実行」あるいは「従来の行政施策の見直しや修正」という段階へは至っていない。しかしながら神戸市で、行政に対して、野宿者をめぐって何らかのクレーム申し立て活動が行われたのは、支える会の活動によるものが最初であり、その活動が支援者だけでなく当事者（野宿者）を含めた形で行われたという点では、画期的なことである。

局保護課保護係の管轄とされ、保護係の下にある更生センターを介さなければ、生活保護を受けられないようになっているのである。

上記の規則により、「住所不定者」に関しては、各区の福祉事務所ではなく、神戸市立更生センター（生活保護法による更生施設）と神戸市立更生援護相談所（社会事業法による一時宿泊施設）が窓口になっている。

更生センター（定員50名）は、生活保護法に基づく施設であり、施設に入所することが自動的に生活保護（施設保護）を受けることになる⁵⁾。

更生援護相談所は、更生センターに併設されており、一泊を単位として無料で宿泊を提供するとともに、生活指導が行われることになっている。更生援護相談所は、定員が78名であるが、最近では入所者が100名を超えることもある。この施設は、震災後、支援団体の働きかけで定員を超えて宿泊可能になったが、震災前は定員を超えると宿泊できない施設だった。野宿者が病院で治療を受ける場合や、他の施設（兵庫荘、磯上荘など）へ移行する場合には更生援護相談所での宿泊が条件づけられている⁶⁾。

神戸市は、野宿者に対して、更生援護相談所を利用するか否かが、保護の対象となるか否かという基準として位置づけているのである。神戸市の

5) 更生センターでは、衣服、食事は支給されるが、入所者が自分の判断で使える生活費は一切支給されない。ただ希望者は「軽作業」を行うことが可能で、それによって最高で月8000円が支給される。この施設への入所者の多くは、病院から退院した後の療養が必要な人達であり、入所期間は原則として3ヶ月と定められている。行政的な建前では、その後「居宅保護」「就労斡旋」「老人ホームへの入所」が予定されているが、実際には更生センターからの移行は困難で、施設を出て直接・間接的に路上生活へ戻る人が少なくない。

6) 健康保険証や治療費を持っていない野宿者は、自分で直接病院へ行って治療を受けることができない。そのため救急車で病院へ運ばれる場合を除けば、野宿者が怪我や病気で治療を受ける場合には、更生援護相談所で、病院を紹介してもらうために嘱託医かケースワーカーの判断に委ねるしかない。

また、神戸市立兵庫荘（一泊50円）、磯上荘（神戸市社会福祉協議会運営、一泊200円）は、「住所不定」の低所得者のための宿泊施設であるが、一定の収入があることが条件であり、収入がなければ（仕事に就けなければ）入所資格を失う。これらの施設へ移行する場合も、更生援護相談所の職員の判断に委ねられている。

狩谷：野宿者問題のリアリティ

野宿者対策の基本姿勢としては、更生援護相談所を施設的、運営管理的にも劣悪な状態のまま放置するとともに⁷⁾、更生援護相談所の利用を保護の条件としてすることで、相談所を利用しない野宿者を「本人の選択」として保護の対象から外しているのである。

支える会は、上記のような神戸市で行われている野宿者の生活保護行政に対し、対市交渉／話し合いにおいて、神戸市行政に対して、更生援護相談所の施設的不備や行政職員の施設不備・管理上の問題から、この施設が野宿者に対する福祉施設として「十分に活用できない」という点を上げ、更生援護相談所の利用を希望しない（あるいは利用できない）野宿者に対する福祉政策が全く行われていないことを告発（クレーム申し立て）してきた⁸⁾。また、野宿者に対しては、更生援護相談所へ行くことを勧める一方で、対市交渉／話し合いにおいて、野宿者が、神戸市行政に更生援護相談所の問題や、更生援護相談所の利用を希望しない（あるいは利用できない）野宿者に対する福祉対策が全く行われていないことを直接告発（クレーム申し立て）することを勧めてきた。

更生センターで生活保護受けてたんやけど、センターで酒飲んで、2回も追い出されたからなあ。ケースワーカーのOさんにも、えらい迷惑かけたしなあ。いまさら生活保護ってわけにはいかない。自分のことは自分でどうにかするよ。

[Aさん：63歳、1997年1月9日、湊川公園にて]

支える会のNさんに、更生（援護相談所）に行くように言われたけど、（新開

7) 更生援護相談所は食事が出ないこと、入所者間のトラブルが多いこと、毛布や畳にダニ・シラミ等の害虫が多いなど不衛生であること、対応の悪い職員がいることなどから、多くの野宿者から「更生（更生援護相談所）へは行きたくない」と評判の悪い施設である。また、更生援護相談所のある場所が、寄せ場のある新開地から遠いこと、日頃粗大ゴミや空き缶を集めて生活の糧にしている野宿者にとっては、それらのルートを他人にとられたり、寝場所を他の人に奪われたりする可能性があることも、野宿者から更生援護相談所の評判の悪い理由となっている。

8) 「対市交渉／話し合い」における、「保護」に関する行政と支える会との具体的なやりとりに関しては〔狩谷、1999〕を参照されたい。

地から）遠いしなあ。朝起きるのは苦にならないけど、更生に行くくらいだったら、野宿している方がましやわ。

[Bさん：47歳，1996年12月29日，湊川公園にて（括弧内筆者）]

（対市交渉／話し合いに）行ってもしゃあないやろ？（神戸市としては）仮設住宅とか恒久住宅でももめてんのに。「それどころじゃない」っていう感じなんちゃうか？

[Cさん：67歳，1996年10月2日，大倉山にて（括弧内筆者）]

生活保護に関して、支援者側（支える会）は、当事者である野宿者が直接行政に対して告発（クレーム申し立て）をすることが、神戸市による野宿者対策を改善するために有効であると捉えている。また、支援者側（支える会）は、不十分と認識しつつも、神戸市の福祉施設を活用することを、野宿者の「権利」として捉えている。しかし、野宿者にとっては、上記のように対市交渉／話し合いは「行ってもしゃあない」ものとして、更生センター、更生援護相談所などの福祉施設は「野宿の方がまし」なものとして、また、「自分のこと（野宿しなくてすむようにすること）は自分でどうにかする」ものとして位置づけられている。

また、支援者側（支える会）は、更生援護相談所の利用を希望しない（あるいは利用できない）野宿者に対してだけでなく、更生援護相談所を利用している人に対しても、対市交渉／話し合いの場で行政に直接神戸市の野宿者問題を告発することを勧めている。

野宿者D：パン券を出すってことが、川崎にできてなんで神戸でできひんねん⁹⁾。

野宿者E：大阪では何万と野宿している奴がおんねん。大阪で乾パンと水が出るんやったら、なんで神戸でできひんねん¹⁰⁾。

9) パン券とは、横浜市、川崎市で行われている生活保護法外の援護対策である。詳しくは〔川崎の野宿生活者有志と川崎水曜パトロールの会，1996／1997〕，〔水嶋，1996〕を参照されたい。

10) 大阪・釜ヶ崎の労働福祉センターでは、通常業務終了後には一階のシャッターが閉まるが、1998年に期間を決めて、大阪市が生活保護法外の援護対策として、↗

狩谷：野宿者問題のリアリティ

野宿者F：ここでの話は、上の人になんと届いてんのか？ あんたらで話止めとるんとちゃうんか？ 上の人の回答を一回聞こう。

公聴課S：（怒りながら） 私らは上の人たちの代表で来てるんや。私たちに言ってくれたらいい。

野宿者F：結局、今は赤も白も出えへんのやろ？ 「上の人からこんなつまらん話持ってくるな」って言われてんのとちゃう？ 神戸と大阪じゃ違うかもしだへん。上の人たちに言われたら何もできひんのやろ？ 今、仕事もない。何が大事って食事や。毎日、下見て歩いて、何か落ちてないか見てんのや。ここ（対市交渉／話し合いの場）に来てんのは一部かもしだへんけど、倒れてる奴ようけおんねん。全員連れて来られへんのや。あんたら1ヶ月も風呂入れへんかったことあるか？ 1ヶ月も風呂入ってなかったら臭いんや。におい取れへんのや。ここには女性もいるから言いにくいくけど、あそこが一番かゆいねん。かゆいからあそこをかくやろ？ その手で飯食うんや。臭いし、汚いけど、仕方ないからその手で食うんや。酒はやめれるけど、飯はやめられへんのや。

〔野宿者Dさん：40歳代，Eさん：30歳代，Fさん：40歳代，1998年9月14日，神戸市役所内で行われた対市交渉／話し合いより（括弧内筆者）〕

上記の場面で、神戸市に対して、野宿生活の現状を訴えている3人は、3人とも更生援護相談所を利用している。上記のやりとりの中で、更生援護相談所の施設の不備を神戸市行政に対して訴えている一方で、彼らは更生援護相談所に居続けるしかない。

この対市交渉／話し合いの後に、支える会は、更生援護相談所の定員では足りないこと、更生援護相談所だけでは野宿者対策として不十分であることを示すために、「更生援護相談所をパンクさせよう」というスローガンのもとに、普段、更生援護相談所を利用している人も利用していない人も募って「更生援護相談所へ押し掛けよう」という活動が行われたことがあ

▽ 労働福祉センターの一階を開放し、乾パンと水を配布した。しかし「労働福祉センターの一階を開放する」ということは、釜ヶ崎の労働組合及び支援団体と行政側との交渉の結果であり、一年を通じて上記のような対策が行われるわけではない。

る。しかし、当日に集まったのはわずか10人にも満たなかった。このときの、「更生援護相談所をパンクさせよう」という支える会の活動について、ある野宿者は以下のように述べている。

外で寝ている人らを集めて「更生（援護相談所）をパンクさせよう」って言うんやつたらええけど、中（更生援護相談所）に居てるもんに言うても誰もついてこうへんで。中に居てるもんにとっては、更生の文句言うて、職員に嫌われたら死活問題や。

[Gさん：40歳代、1998年10月24日 更生援護相談所にて（括弧内筆者）]

支える会としては、更生援護相談所を利用している野宿者が抱えている問題も、利用していない野宿者が抱えている問題も、神戸市の野宿者対策が不十分であるという点に原因があると位置づけ、神戸市に対して、野宿者に対する福祉的な対策を行うことを求めている。しかし、更生援護相談所を利用している野宿者が抱えている問題（「更生援護相談所に不満があつても、野宿するよりはました」と、更生援護相談所を利用していない（できない）野宿者が抱えている問題（「更生援護相談所に行くくらいなら野宿している方がました」との間には大きなズレがあるのである。更生援護相談所を利用している野宿者にとっては、対市交渉／話し合いの場面で、更生援護相談所を管轄している保護課保護係長に対して、更生援護相談所の施設不備、職員対応の悪さを告発することはできても、更生援護相談所、更生センター職員に直接それらの不満を告発することはできないのである。つまり、更生援護相談所を利用している野宿者にとっては、職員に直接、問題告発することは、「職員に嫌われる」ことにつながり、さらに更生援護相談所に居づらくなり、更生援護相談所を出て野宿するしかない」（＝死活問題）ということを意味しているのである。

現実に、野宿者の多くが、困窮した状態にあっても「住所不定」「年齢（若すぎる）」「就労可能」を理由に、居宅保護の対象から除外されている。支える会による、福祉事務所への直接交渉によって、一部のドヤ（簡易宿泊所）やアパートを住居として利用した居宅保護も行われている場合もある。

狩谷：野宿者問題のリアリティ

るが、それらはまれなケースで、神戸市では、野宿者が居宅保護を受けるためには、原則として1週間の「居住実績」が条件づけられている。つまり「1週間のドヤへの宿泊」によって、あるいは「アパートの賃貸契約」によって「路上生活（者）ではない」という行政的な基準をクリアした後に野宿者に居宅保護が支給されるという矛盾したものになっているわけである¹¹⁾。

先に述べたように、神戸市行政は、野宿者に対して、更生援護相談所を利用するか否かが、保護の対象となるか否かという基準として位置づけている。そのため、福祉事務所の管轄下で、野宿者が病院で医療扶助を受けた場合も、アパートやドヤで居宅保護を受けた場合も、「病院に入院中である」、「アパート、ドヤを住居としている」ということを理由とするのであり、「野宿者を保護しているわけではない」というのが、神戸市の見解なのである。その一方で、支援者側は、医療扶助や、居宅保護を受けることを、野宿者に対して勧めながらも、対市交渉／話し合いの場で医療扶助の問題、居宅保護の問題を告発することはしない。支える会は、対市交渉／話し合いの場では、神戸市による、「更生援護相談所を利用するか否かが保護の対象となるか否か」という基準に合わせて、更生援護相談所の問題を告発してきた。

ヘルニアで3ヶ月入院してたんやけど、退院したら生保（医療扶助）切られたんや。退院して、仕事に行ったら、仕事中に倒れて、親方にやめるように言われた。今は、週1回くらいガードマンをしているんやけど、腰が痛くて仕事にならへん。生活保護もらいたいんやけどなあ。

[Hさん：59歳、1997年1月4日、湊川公園にて（括弧内筆者）]

仮設住宅に入りたいんやけど、どうにかならへんか？ 民生（生活保護）は、

11) 神戸市が一部のドヤを利用して野宿者の居宅保護を認めるようになったのは、支える会による福祉事務所への働きかけがあったことと、寄せ場の求人減少によって、ドヤに宿泊できる日雇労働者が少なくなったためにドヤの「空き室」が多くなったことと関連している。

64歳やつたらあかんのやろ？ 荒ゴミ（粗大ゴミ）集めてるんやけど、少なくてどうにもならへん。10年くらい前に、糖尿病で入院したんやけど、もう、体はいろんな所が悪くて、人に言われへんわ。恥ずかしい話やけど、食べるものは人にもらってるんや。寒くてどうしようもないから、とにかく住むところをどうにかしたいんや。

[Iさん：64歳、1997年1月7日（括弧内筆者）]

福祉の世話になるくらいなら死んだ方がましや。知り合いに民生（生活保護）もらってる奴いるけど、そういうのは嫌や。更生（援護相談所）にも行ったことがない。

[Jさん：65歳、1997年1月6日、湊川公園にて（括弧内筆者）]

上記のように、保護に関して「対市交渉／話し合い」の場で告発されてきた更生援護相談所や更生センターの問題以外にも、医療扶助、居宅保護の問題も存在する。そして、上記のように、居宅保護を希望する野宿者もいれば、「福祉の世話になるくらいなら死んだ方がまし」「自分でなんとかする」というように、ドヤでの居宅保護や、更生センターでの施設保護よりも、実際には「野宿をしているという状態の方がました」と考える人もいる。

III 強制撤去をめぐる野宿者問題の告発と野宿者のリアリティ

震災後の神戸市では、「仮設住宅を建てるため」「震災で閉鎖していた公共施設を再開するため」「崩れた公園の改修のため」など、様々な「復興」を名目とした、野宿者に対する強制撤去が繰り返された。そして現在も、「公園・道路の管理上支障をきたす」「市民からの苦情」という名目で、野宿者に対する強制撤去は繰り返されている。支える会の活動が始まった1995年10月以降、対市交渉／話し合いの場では、支える会と神戸市との間で、以下のような約束事項が交わされている。

野宿者の生活用品撤去や移動を要請する場合は、①少なくとも2週間の猶予期間をもたせること、②予告の貼り紙をすること、③事情を本

人に知らせること、④本人と今後の行き先等の相談をした上で行うこと、⑤本人の了解なしに強制的には行わないこと

強制撤去、立ち退きに関する対市交渉／話し合いが行われるたびに、神戸市側は「関係部局すべてに、強制的な野宿者の生活用品の撤去は行わないという約束事項について周知徹底している」と、支える会に回答してきた¹²⁾。しかし、実際には、約束事項が守られず、強制撤去はしばしば行われているし、上記の約束事項は神戸市管轄の道路、施設、公園に限って有効性がある。このため、支える会は、行政に対しては、上記の約束事項が守られているか、守られていないか（撤去が強制的か否か）が、撤去の事実を野宿者問題として告発していく一つの基準としている。また、支える会は、野宿者に対しては、立ち退きや嫌がらせを受けても、本人がその場所を移動したくなれば、その場所に居続けることを勧める¹³⁾。

（公園の）水道止められても、俺は石にかじりついてでも、ここをどける気はない。老人ホームにでも入れてくれるんだったら、行くけど。

[Kさん：69歳、1996年11月27日、兵庫区湊川公園にて、（括弧内筆者）]

Kさんが野宿生活をしている神戸市兵庫区の湊川公園は、震災後にテントや小屋を建て、公園の水道や電気を利用して生活している人達が多くいる。ここには、個々人で生活している人達も居れば、「仲間関係」を築いて生活している人達もある。Kさんが「石にかじりついてでも、ここ（公園）をどける気はない」と言っているのは、「何かあれば自分を守ってくれる仲

12) 「対市交渉／話し合い」における、「撤去」に関する神戸市行政と支える会との具体的なやりとりに関しては〔狩谷、1999〕を参照されたい。

13) 1996年1月に行われた、東京都による新宿西口での「動く歩道」設置のための野宿者強制退去施策以降、行政に対して「路上で生活する権利」を積極的なクレームとして主張する動きもある〔新宿連絡会、1995：1997〕。同様のクレームの存在を示すものとしては〔川崎の野宿生活者有志と川崎水曜パトロールの会、1996：1997〕がある。

間」がKさんの周囲に存在するからである。Kさんのように、野宿者の中には、立ち退きや嫌がらせがあれば、その場所へ居続けようとする人達もいるが、下記のように、他の場所へ移動して野宿している人達もいる。

Lさん：清掃のパッカー車、緑色やから神戸市に委託された業者やと思うよ。

そいつらに「ここは観光地やからダンボール広げられたら困る」って言われてなあ。おやじ（Mさん）はいつもきれいにダンボール建てて寝てるのに。普通のものの言い方されたら「仕方ない」って思うけど、相手が偉そうに言ってきて、もう腹立って。でも殴ったりして捕まつてもしゃれにならんやんか？ しゃあないから、おやじとパッカー車にダンボール捨ててきた。その3日後くらいかなあ。先週の土曜日やわ。警察が来てん。警察は偉そうには言わへんかったけど、あの辺りも寒くなってきたから、もう居られへんなあってこっち（元町）に移ってきたんや。

Mさん：たぶん業者の奴だろうけど、偉そうに言うねん。もう、腹立って、腹立って。メリケンはよかつてん。けど、しゃあないからこっちに来た。

[Lさん：40歳代、Mさん：60歳代、1997年9月11日、元町アーケードにて、（括弧内筆者）]

LさんとMさんは、上記のように、清掃作業員から「立ち退くように」言われ、二人は「偉そうに言われて、腹立って」「（作業員を）殴ったりして捕まつてもしゃれにならない」と言いながらも、「（あの辺りも）寒くなってきたから」という理由をあげて、他の場所へ移動して野宿している。

先に述べたように、対市交渉／話し合いの場面で、支える会と神戸市との間で交わされている、強制撤去をめぐる約束事項の中で、「本人と今後の行き先等を相談した上で」とあるが、「立ち退くように」言われた野宿者は、神戸市から、「更生援護相談所へ行くように」と勧められるだけであり、現実には、他の場所へ移動して野宿しているにすぎないのである。先にあげたKさんは「老人ホームにでも入れてくれたら、行くけど」と言っていたが、現実には、野宿者が神戸市から老人ホームを紹介されるということはない。神戸市や警察などから、「立ち退くように」言われても、野宿

者には、その場に居続けるか、他の場所へ移動して野宿するか、更生援護相談所を一時的に利用するかしか選択肢がないのである。

IV 野宿者襲撃をめぐる問題の告発と野宿者のリアリティ

神戸市で起こっている野宿者襲撃は、中学生によるものだけではないし、表面化しているのは氷山の一角にすぎないが、対市交渉／話し合いの中では、主に中学生による野宿者襲撃がとりあげられてきた。支える会の活動の中で表面化した襲撃の事実は、中学生の長期休暇中、入試、定期試験中に集中しており、しかも中学生が集団で特定の野宿者に襲撃を繰り返す形で行われていたため、対市交渉／話し合いの場では、中学生による野宿者襲撃の問題が取り上げられた¹⁴⁾。

神戸市教育委員会の見解としては、野宿者襲撃や野宿者排除の問題を「命の尊厳」という一般的な問題へ抽象化した上で、「必死で指導してきたことが伝わっていない生徒」の問題として抽象化し、教育委員会が対処できない生徒の問題が引き起こす管轄外の問題として回答してきた。つまり、「野宿者に対する襲撃が問題である」という認識自体が、教育委員会にとって「管轄外」として捉えられているのである。

支える会は、神戸市教育委員会に対しては、襲撃をした子どもを捕まえれば問題が解決するわけではなく、むしろ襲撃の背景にある「野宿者への偏見」を問題として告発していくこうとしてきた。その一方で、支える会は、野宿者に対しては教育委員会に直接、襲撃の被害を告発していくことを勧めるとともに、「襲撃に対する反撃をしないように」勧めてきた。支える会が野宿者に対して、「襲撃に対する反撃をしないように」勧めてきたのは、支援団体にとっては、野宿者が襲撃に対して反撃すれば、神戸市教育委員会以外にも、別の問題として構成していく必要が生じてくるからである。なぜなら、仮に野宿者が、襲撃した若者や中学生に対して反撃したことによっ

14) 「襲撃」に関する、支える会と神戸市教育委員会との具体的なやりとりに関しては〔狩谷、1999〕を参照されたい。

て野宿者が逮捕されてしまった場合、教育委員会だけでなく、警察や被害者およびその家族に対しても、襲撃の背景にある「野宿者への偏見」という問題構成を、反撃の「弁解」として構成していく必要があるからである。しかし、野宿者にとっては、襲撃に対する反撃は「自分の身を守る手段」として位置づけられることもある¹⁵⁾。

野宿者M：前回の話のとき、おたく（教育委員会S）に行ったと思うが、やら
れたらやり返すよ。

教育委員会S：そういうことがないように、警察の方にお願いします。

野宿者N：なんで警察やねん？俺も何回も「警察に届けろ」って言われましたよ。でも警察に行くくらいやつたら、教育委員会なんていらんやないか。

教育委員会S：（教育）委員会がそういう子どもを捕まえるということは……

野宿者N：一度夜回りが帰った後、1時間もしない間に襲撃してきましたよ。
おたくらも一回、寝ているときに、脇っ腹を蹴られてみい。やることがえげつないんや。（教育委員会は）「直ぐに警察に届けてくれ」としか言わない。何で警察に届ける前に、教育委員会の先生達がそんなことがないようにせえへんのや。

教育委員会S：これだけ起こっているのであれば、そういう子ども達を早く見つけたいと思っています。

野宿者N：早く見つけたかったら、先生が現場に来て見ればいい。

教育委員会S：もし、服装が分かれれば教えて欲しい。

野宿者N：そんな証拠ばっかり。俺がやられたんや。東遊園地（神戸市役所南の公園）は全部俺や。我慢に限界があるから、やってやる。警察がその子らを補導して、それから教育委員会が動いても何の解決にもならない。その子が一生かわいそなだけや。先生全部にやれとは言わないよ。一人で寝ているときにやっている、タチが悪い。

教育委員会S：学校現場で、そういうことがないように指導してもらっています。

15) 1998年6月13日に、兵庫県西宮市内の団地内で、少年から襲撃を受けていた野宿者が、少年らを反撃しようと、少年2人を刃物で刺し、うち1人が死亡するという事件が起きた。この事件に関しては、「6.13 西宮事件」を考える会、1998：1999] を参照されたい。

神戸市内で、野宿者襲撃に対する反撃が事件となった例はないが、執拗な襲撃に対し、野宿者の間では、緊迫した状況が続いていることには変わりはない。

狩谷：野宿者問題のリアリティ

野宿者N：わしは、今度来たらやり返す。警察問題になったら、教育委員会がここまでしかできないのだからやるんだ。子ども達も痛みが分からぬからこんなことも直らない。なんば教育委員会が何をやりますと言つても。教育委員会がそこまでしかしないのなら、わしら、自分で守るしかない。

野宿者N：襲撃した子どものうち、一人は「お父さんは神戸市の職員だ」と言ってた。だからこんなことしてもいいと思っていたらかなわん。アホや。一人だけ謝りに来た。親と一緒に。その親もアホや。「うちの子に限ってそういう事はしない、友達が悪い」って言つてた。まあ、謝りには來たが、「学校には伏せてくれ。親として指導するから。こういうことは先生に任せてるんですがね」と言つてた。先生に任せる言つけど、先生達は、学校内ならまだしも、学校離れたらどうでもええわと思ってるんや。

[Nさん：40歳代、1997年9月26日、神戸市役所での対市交渉／話し合いより、(括弧内筆者)]

野宿者O：ご存じじゃないやろけど、だいたい（襲撃する子どもは）一人でいるホームレスしかねらわない。汚いんだよね。だから、やつたらこっちも自己防衛のためにやり返す。だいたい親が全然なってない。親が甘やかしてる。だいたい、親自体が（野宿者を）人間って見ていない。親自体が（野宿者を）差別するから子どもが差別する。

野宿者P：うちの子が何したっていう態度とってる。

野宿者O：だから、來たら自己防衛のためにやり返す。そういうことは仲間内では話しどとる。

神戸市教育委員会N：今日、お聞きしましたことはですね。持ち帰りまして伝えさせていただきます。

野宿者O：あの、携帯電話あるでしょ？ あれを持ってるからね。何ちゅうかな、まだ上の者がおるんよね。それと連絡しあって（襲撃を）やつとるみたい。俺も何回も見とるけど、近くに何回も見に來てるんよね。一緒に居る人間、うちの相棒だけど、そいつに聞いたら、だいたい格好とか着てる服の色とか、人数とか分かる。それで、こっちが手を出せば、また仲間に電話して、また仲間を呼ぶいう感じ。こっちが手を出せば、わしらが役所に追い出される。命に関わってもね。こっちが自己防衛とか過剰防衛とか、結局役所としては「こと起したら出ていってください」と。はっきり言つたら締め出しですよ。

[Oさん：40歳代、Pさん：50歳代、神戸市役所での対市交渉／話し

合意より、1998年12月11日、（括弧内筆者）】

上記のように、対市交渉／話し合いの場で、襲撃の被害にあった野宿者によって、中学生による襲撃が特定の野宿者を対象に行われていること、親が野宿者を差別するから子どもが差別すること、教育委員会や学校、警察が、野宿者襲撃に対して何の対策も講じていないことが告発されている。上記の場面では、野宿者は「我慢にも限界があるからやってやる」「来たら自己防衛のためにやり返す」と言い、教育委員会に対して怒りを露わにすることによって、教育委員会に対して緊急の対策を行うことを求めている。

しかし対市交渉／話し合いの場で、野宿者が「我慢にも限界があるからやってやる」「来たら自己防衛のためにやり返す」と言っているが、一方で「警察がその子（襲撃をした中学生）を補導して、それから教育委員会が動いても何の解決にもならない」「命にかかわっても、こっちが手を出せば、わしらが役所に追い出される」と述べているように、被害にあった野宿者が、襲撃をした中学生や若者を捕まえることや、襲撃をした中学生や若者に反撃することでは、襲撃から自分の身を守ることにつながるとは、実際には彼らは考えていないのである。上記のNさん、Oさんは、神戸市役所南の東遊園地という公園近辺で、他の「仲間」と一緒に野宿生活をしている。彼らは対市交渉／話し合いの場で、「我慢にも限界があるからやってやる」「来たら自己防衛のためにやり返す」と言っても、実際には、襲撃から自分の身を守るために、1人で野宿せずに「仲間」が居る場所で固まって生活することも、襲撃から「自分の身を守る手段」として位置づけている。

上記のように、野宿者の中には、襲撃の問題を、教育委員会に対して直接、告発する人達もいれば、下記のように、襲撃に対する対策を自分達で講じている人達もいる。

12時になつたら、やられるから、12時すぎてから寝るようにしてんのや。車を横付けにして、走ってきて、殴ったり、蹴ったりして逃げていく。ほら、Wもやられてるから、ダンボール高くして、中が見えないようにして寝てるや

狩谷：野宿者問題のリアリティ

ろ？ この間、昼間に、やった奴らに会うたんや。「なんでそんなことするんや」って言うたら、「うさばらししとんのや」言われたわ。

[Yさん、1996年10月30日、元町アーケードにて]

上記の野宿者にとっては、「若者が襲撃に来る時間帯までは起きている」「中が見えないようにダンボールで高く囲って寝る」ということが、襲撃から「自分の身を守る手段」として位置づけられている。

このように、襲撃に関して、支える会は、神戸市教育委員会に対しては、襲撃をした子どもを捕まえれば問題が解決するわけではなく、むしろ襲撃の背景にある「野宿者への偏見」を問題として告発していくこうとしてきた。その一方で、支える会は、野宿者に対しては教育委員会に直接、襲撃の被害を告発していくことを勧めるとともに、「襲撃に対する反撃をしないよう」勧めてきた。しかし野宿者の中には、襲撃の問題を、襲撃に対して反撃すると言うことで、教育委員会に対して直接告発する人達もいるけれども、現実には襲撃の被害にあっても、「仲間と固まって生活する」「若者が襲撃に来る時間帯までは起きている」「中が見えないようにダンボールで高く囲って寝る」というように、野宿者自身が襲撃から身を守ることで対処するしかないものである。

V むすびにかえて

本稿では、主に支える会と行政との対市交渉／話し合いの場面で、「野宿者問題が構成される／構成されない」過程（社会問題の構成過程）を見てきた。他方で、この過程においては、問題の「当事者」である野宿者のリアリティが抜け落ちている（排除されている）ことを示している。そして行政による野宿者のカテゴリー化にも、支援団体による野宿者のカテゴリー化にも、当てはまらない野宿者問題のリアリティが存在している。

神戸市は、野宿者に対して、更生援護相談所を利用するか否かが、保護の対象となるか否かという基準として位置づけている。支援者側は、対市交渉／話し合いにおいて、神戸市に対して、更生援護相談所の施設的不備

や行政職員の管理上の問題から、この施設が野宿者に対する福祉施設として「十分に活用できない」という点を上げ、更生援護相談所の利用を希望しない（あるいは利用できない）野宿者に対する福祉政策が全く行われていないことを告発（クレーム申し立て）してきた。その一方で、支援者側は野宿者に対して、更生援護相談所を利用するなどを勧めている。しかし、野宿者には、更生援護相談所という施設を利用するならば「野宿する方がましだ」と捉えている人達もいれば、対市交渉／話し合いの場で、神戸市行政に対して更生援護相談所の問題を告発しつつも、更生援護相談所に居続けている人達もいる。また、居宅保護や施設保護の問題など、対市交渉／話し合いの場では表面化していない問題も存在する。

また、強制撤去、立ち退きに関する対市交渉／話し合いが行われるたびに、神戸市側は「関係部局すべてに、強制的な野宿者の生活用品の撤去は行わないという約束事項について周知徹底している」と、支える会に回答してきた。支援者側は、撤去や立ち退きに対しては、野宿者に「その場に居続けること」を勧める。しかし、野宿者には、その場に居続ける人達もいるが、多くの野宿者が他の場所へ移動して野宿するしかないである。

そして、襲撃に関しては、神戸市教育委員会の見解としては、野宿者襲撃や野宿者排除の問題を「命の尊厳」という一般的な問題へ抽象化した上で、「必死で指導してきたことが伝わっていない生徒」の問題として抽象化し、教育委員会が対処できない生徒の問題が引き起こす管轄外の問題として回答してきた。支援者側は、神戸市教育委員会に対しては、襲撃をした子どもを捕まえれば問題が解決するわけではなく、むしろ襲撃の背景にある「野宿者への偏見」を問題として告発していくこうしてきた。その一方で、野宿者に対しては教育委員会に直接、襲撃の被害を告発していくことを勧めるとともに、「襲撃に対する反撃をしないように」勧めてきた。しかし、野宿者の中には、襲撃の問題を、襲撃に対して反撃すると言うことで、教育委員会に対して直接告発する人達もいるけれども、現実には襲撃の被害にあっても、「仲間と固まって生活する」「若者が襲撃に来る時間帯まで

狩谷：野宿者問題のリアリティ

は起きている」「中が見えないようにダンボールで高く囲って寝る」というように、野宿者自身が襲撃から身を守ることで対処するしかないのである。

本稿でとりあげたデータにあるように、野宿者自身は、仮に撤去されることに直接抗議したり、襲撃に対して反撃したりして抵抗すれば、野宿している場所から追い出され、移動せざるをえないことを知っている。そして神戸市側が野宿者に対して勧める「今後の行き先」が、更生援護相談所であることを知っている。現実問題として、野宿者が施設的に不十分な更生援護相談所に、更生援護相談所にいる他の野宿者や、職員の顔色を伺いながら居続けることも、更生援護相談所を利用せずに、撤去や襲撃を受けない場所を選んで野宿することも容易なことではないのである。

行政側は、生活保護、強制撤去、野宿者襲撃の問題を、関係部局が異なることを理由に、それぞれの問題を分断しようとする。支援者側も、「運動」として、実質的な成果を獲得しようとして、それぞれ違う問題として、それぞれの関係部局へ問題告発している。しかし、行政や支援団体が分けて問題化しようとする、生活保護、強制撤去、野宿者襲撃の問題は、野宿者にとっては、日雇労働という就労形態と、野宿という生活形態とに基づいた問題であり、それぞれが密接に関連した問題として位置づけられている。

例えば、行政から福祉的な対応を受けること（居宅保護を受ける、更生援護相談所を利用するなど）は、野宿者にとっては「仕事さえあれば」解決する問題として位置づけられている。それは、震災に関しても同様であった。震災でアパートやドヤが全壊、半壊したために、罹災証明書を発行される「資格」があっても、または罹災証明書を発行されて、仮設住宅に入る「資格」があっても、寄せ場労働者にとっては、震災直後の解体作業、復旧作業が多かった時期には、それらの「資格」は無意味なものとして位置づけられていたのである。

震災でアパートが全壊してん。罹災証明は手続きが面倒やから、とらへんかった。一人者やしなあ、役所の人間に「家族もいないから、仮設（住宅）は

最後になるでしょう」って言われた。どうせ決まっても、西区とか北区とか遠い所やろしなあ。

[Qさん：54歳、1997年1月10日、兵庫区湊川公園にて、（括弧内筆者）]

震災の時は、姫路の飯場に居たんや。ドヤに荷物置いてたんやけど、罹災証明はとらへんかった。知り合いに、震災の時にドヤに居てて、罹災証明もらって、今は仮設（住宅）に住んでる奴がいる。どんな手を使ったのか知らへんけど、そんな得をしている奴もおんねんで。ほんまに罹災証明もらえたのと、もらってないのとではえらい違いや。

[Rさん：59歳、1997年1月4日、兵庫区湊川公園にて、（括弧内筆者）]

震災直後に、東京から親方と10人くらいで来たけど、ほんとに震災直後のどさくさの時だったから、食事も弁当ばかりだったし、泊まる所もマイクロバスの中で、風呂にも入れなかった。半分くらいの人間は、すぐに東京へ帰ったよ。「こんなのやってられない」って。でも自分は最後まで残った。元々神戸に居たことあったし、三宮でアオカン（野宿）しながら仕事に行ってたよ。

[Sさん：68歳、1998年2月上旬、阪神西元町駅前にて、（括弧内筆者）]

このように、震災後の神戸市では、復興対策からドヤの再建が外され、寄せ場労働者の労働形態、生活形態が全く考慮されていなかった。つまり、震災前から野宿生活をしていた人々が、救援の対象外に置かれたのと同様に、寄せ場の存在自体が復興対策から外されていたのである¹⁶⁾。就労に関する問題は、兵庫県が管轄しているため、支える会は、神戸市との対市交渉／話し合いの場面で、就労に関する問題をとりあげていない。野宿者のリアリ

16) 一部には、震災で被害にあったドヤやアパートに宿泊していて、罹災証明を受け、仮設住宅で居宅保護を受けている例もある（現在は、恒久住宅へ移行した人もいる）。しかしこれらの例は、支援団体が仲介した場合がほとんどで、実際には罹災証明書を所持したまま、震災直後には大阪・釜ヶ崎、新開地といった寄せ場から就労し、復興工事が一段落してから野宿生活をしている人もいる。また、仮設住宅へ入居できても、居宅保護が受けられなかった場合、市街地から遠く離れた仮設住宅からは、新開地へ行くことが困難なために収入がなく、電気代、水道代を止められたために、三宮や元町といった繁華街で野宿している人もいる。震災と寄せ場、震災と野宿者の状況に関する問題について分析していくことは、今後の課題である。

狩谷：野宿者問題のリアリティ

ティを手がかりとして、野宿者の就労問題を考察していくことが、今後の課題として残されている。

【文 献】

- 平井正治, 1997, 『無縁声声——日本資本主義残酷史』藤原書店
- 狩谷あゆみ, 1997, 「社会問題の構成と隠蔽——『道頓堀野宿者殺人事件』に関するマスコミ報道を事例として」『ソシオロジ』42-1 (129)
- , 1998, 「法廷における犯行動機の構成と被害者のカテゴリー化——『道頓堀野宿者殺人事件』を事例として」『社会学評論』49-1 (193)
- , 1999, 「保護／撤去／襲撃——震災後・神戸の野宿者問題」青木秀男編『場所をあけろ！——寄せ場／ホームレスの社会学』松蘋社
- 川崎の野宿生活者有志と川崎水曜パトロールの会, 1996, 『冬を生きぬき春を呼びこめ 川崎野宿労働者の闘い 第1巻』
- , 1997, 『冬を生きぬき春を呼びこめ 川崎野宿労働者の闘い 第2巻』
- 神戸の冬を支える会, 1996, 『第1期神戸の冬を支える会報告書』
- , 1997, 『第2期神戸の冬を支える会報告書』
- , 1998, 『第3期神戸の冬を支える会報告書』
- 水嶋陽, 1996, 「野宿の仲間たちの表現が切り開く川崎の闘い 体育館宿泊・パン券・生活保護」「寄せ場』 9
- 野々村燿, 1996, 「神戸で被災した野宿者たち」「寄せ場』 9
- , 1997, 「阪神・淡路大震災と野宿者」『月刊 むすぶ——自治・ひと・くらし』 ロシナンテ社
- 「6.13 西宮事件」を考える会, 1998~1999, 「『6.13 西宮事件』を考える会ニュース」1号~5号
- 新宿・心を開く輪（新宿・野宿者女性の会）, 1997, 「家があってもなくても」『現代思想』Vol. 25-13
- 新宿連絡会, 1995, 『新宿 HOMELESS 1995年新宿野宿労働者の現状と運動の記録』
- , 1997, 『新宿ダンボール村 闘いの記録』現代企画室

Summary

Reality of Homeless People —A Case of Kobe City after the Great Hanshin-Awaji Earthquake—

KARIYA Ayumi

The number of homeless people has been increasing rapidly in Japan under the recent economic depression. Most of them finally come to a big city and choose to stay there, because they can find a black market to supply daily employment to them there. This black market is called "Yoseba" in Japanese and big cities in Japan normally have one.

Kobe city, one of the biggest cities in Japan, suffered the Great Hanshin-Awaji Earthquake in 1995. Those who lost their residences pitched camp in school yards and parks. However, homeless people could not join them easily, because they had not belonged to local communities before the earthquake.

In 1995, a non-government organization was founded to support homeless people in Kobe. They negotiated with the administration of Kobe city several times until now.

In this paper, I take a look at scenes of these negotiations carefully and make clear what kind of social problem is raised by the negotiations. It should be doubted that reality of homeless people which must be most important is taken into account by both sides of the negotiation.